

株 主 各 位

東京都中央区月島三丁目26番11号

株式会社 **石井鐵工所**

取締役社長 石井宏治

## 第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時20分までに到着するよう、折返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時
場 所	東京都中央区勝どき一丁目5番1号 中央区立勝どき区民館1階

### 会 議 の 目 的 事 項

#### 報告事項

1. 第151期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面に記載しておりません。

従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面の各書類のほか、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトにおいて、その旨掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。

当社ウェブサイト <http://www.ishii-iiw.co.jp/report/>

## (提供書面)

# 事業報告

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が改善傾向を継続し、個人消費も雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移するなど、景気は緩やかに回復基調を続けました。

このような情勢の下、当社グループは平成27年4月にスタートした中期経営計画に沿って、長期的・持続的成長を目指して各種の施策に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は69億9千6百万円と前期に比べ40.3%減収となりましたが、営業利益は、前期に比べ40.7%増の3億4千1百万円となりました。経常利益は、前期に比べ86.4%増の3億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ3億5千1百万円増の1億9千9百万円となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の成績の概況は以下のとおりであります。

#### (鉄構事業)

当社グループの主要な顧客先である石油、電力、ガス業界及び重化学工業界の設備投資は、企業収益が改善する中で緩やかな増加基調をたどりました。その結果、受注高は61億5百万円と前期に比べ4.2%増となりました。

売上高は、大型工事が減少したことなどにより、前期に比べ45.6%減収の56億5千6百万円となりました。営業損益は、コストダウンなど工事利益率の向上に努めた結果、前期に比べ9千7百万円改善しましたが、4億3千9百万円の損失となりました。

#### (不動産事業)

売上高は、賃貸収入が堅調に推移し、前期に比べ1.1%増収の13億4千万円となりました。営業利益も前期に比べ0.2%増の7億8千1百万円となりました。

## 売上及び受注の状況

セグメント別	売上高	受注高
鉄構事業	5,656 百万円	6,105 百万円
不動産事業	1,340	—
合計	6,996	—

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、経常的な設備の更新であり、重要なものはありません。

### ③ 資金調達の状況

運転資金の効率的運用を行うため、総コミット金額40億円、コミット期間2年の貸出コミットメント契約を締結し、13億円の借入を実行しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第148期 (平成26年3月期)	第149期 (平成27年3月期)	第150期 (平成28年3月期)	第151期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
受注高 (百万円)	10,217	9,059	5,860	6,105
売上高 (百万円)	9,436	9,128	11,721	6,996
経常利益 (百万円)	1,133	426	161	300
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	646	222	△151	199
1株当たり当期純利益 (円)	175.48	60.38	△41.21	54.06
総資産 (百万円)	19,488	18,203	18,396	17,053

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式について10株を1株とする併合を実施しております。これに伴い、第148期(平成26年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード	千マレーシア・リンギット 500	% 100	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売
アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポール・ドル 300	% 100	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売

(注) 平成28年11月30日付で、当社の連結子会社であるアイアイダブリュー・タイ・カンパニー・リミテッドは解散しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取りまく環境は、内外の諸情勢から見て、今後とも厳しい状況が予想されますが、基幹事業である鉄構事業の長期的・持続的成長への強固な基盤を確立することが当社グループの課題であります。

市場の縮小や案件の小型化傾向にある国内市場においては、営業本部と生産・技術本部との連携の下、重要取組案件への絞り込みを行い、資源を集中特化することにより、重要案件の必注と一定の利益確保を目指します。

海外市場においては、営業本部を強化し、より多くより広い案件情報の入手と戦略的取捨選択ができる体制を確立し、安定的な受注の確保を目指します。

また、競争力のある生産システムや施工技術を確立することにより、当社のものでづくりの独自色を鮮明にするとともに、世界で活躍し、世界に役立つ技術革新を起こせる人材の育成を目指し、総合力向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年 3月31日現在)

鉄 構 事 業	各種貯槽、プラント類及び鉄骨、プール等各種鉄鋼構造物の設計から、製作、据付、試運転に至るまでの一貫したエンジニアリング
不動産事業	不動産の所有、売買及び賃貸 介護付き有料老人ホーム、賃貸マンション、物流施設、食品加工配送センター等 発電事業及び売電事業

主要な製品	油 槽	浮屋根式タンク、固定屋根式タンク
	その他の貯槽	LNG極低温タンク、LPG低温タンク、PSコンクリート製低温タンク、高圧球形タンク、有水式・無水式ガスホルダー、高架水槽、サイロ、ステンレス製配水池、耐震性貯水槽、エアードーム工法 <sup>®</sup> による貯槽、各種貯槽の耐震強化・メンテナンス等
	化学工業用他機械装置	LNGサテライトシステム、中圧ガス発生装置、各種ガス発生装置、脱硫装置、余剰ガス燃焼装置等
	鉄骨及び各種プール	鉄骨、各種水泳プール(スケートリンク兼用)、各種スライダー・コースター(製品名:アドベンチャースライダー <sup>®</sup> 〈ウォーターズライダー〉、アドベンチャーコースター <sup>®</sup> 〈陸上用カートスライダー〉、ドリーミートンネル <sup>®</sup> 〈ブラックライト演出コースター〉)、ウォーターパーク企画設計、その他遊戯・体育施設等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年 3月31日現在)

本 社	東京都中央区
国内生産・販売拠点	鉄構事業統括本部 (東京都大田区)
海外生産・販売拠点	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・バハード (マレーシア) アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド (シンガポール)

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
122名	5名減

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
122名	5名減	36.4歳	14.0年

(注) 使用人数は、就業人数であり臨時使用人は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	624,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	416,000千円
株 式 会 社 三 重 銀 行	260,000千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,784,000株
- ③ 株主数 4,057名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	365	9.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	261	7.09
石 井 鐵 工 所 取 引 先 持 株 会	136	3.69
石 井 宏 治	108	2.93
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	100	2.71
黒 田 康 敬	90	2.44
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	81	2.22
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	75	2.05
株 式 会 社 三 重 銀 行	70	1.90
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	70	1.89

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式(97,725株)は含まれておりません。  
2. 持株比率は、自己株式(97,725株)を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

単元株式数の変更及び株式の併合について

当社は平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

また同日付で普通株式について10株を1株とする併合を実施するとともに、発行可能株式総数についても1億2千万株から1千2百万株に変更いたしました。

発行済株式の総数は同日付株式併合により37,840,000株から34,056,000株減少し、3,784,000株となりました。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (平成29年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井宏治	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パワード取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド取締役社長
専務取締役	藤本豊	経営管理部長兼不動産事業部長
常務取締役	大山信一	鉄構事業統括本部担当
常務取締役	石井宏明	鉄構事業統括本部長
取締役(常勤監査等委員)	鈴木正則	
取締役(監査等委員)	井本憲邦	
取締役(監査等委員)	木藤繁夫	弁護士 森ビル株式会社社外監査役 東海旅客鉄道株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	河村博	旭硝子株式会社社外監査役 同志社大学法学部教授

- (注) 1. 当社は、平成28年6月28日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日に、井本憲邦氏は取締役を、鈴木正則氏、木藤繁夫氏及び河村博氏は監査役を、それぞれ任期満了により退任し、取締役(監査等委員)に就任しました。
2. 取締役(監査等委員)井本憲邦氏、木藤繁夫氏及び河村博氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。
3. 当社は、監査等委員会の情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、鈴木正則氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (1)	115,566千円 (1,410)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	24,260 (14,430)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	5,210 (2,280)
合 計	12	145,036

- (注) 1. 当社は、平成28年6月28日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。同日付で取締役を退任し、取締役（監査等委員）に就任した井本憲邦氏については、取締役在任期間は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間は、取締役（監査等委員）にそれぞれ区分して上記総額と員数に含めています。
- また、同日付で監査役を退任し取締役（監査等委員）に就任した鈴木正則氏、木藤繁夫氏及び河村 博氏については、監査役在任期間は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間は、取締役（監査等委員）にそれぞれ区分して上記総額と員数に含めています。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
- また、監査役の報酬限度額は、同総会において年額2千7百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第150期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
- また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、同総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額14,320千円（取締役（監査等委員を除く）5名分10,710千円（うち社外取締役1名分150千円）、取締役（監査等委員）4名分2,930千円（うち社外取締役3名分1,470千円）、監査役3名分680千円（うち社外監査役2名分270千円））が含まれております。
5. 報酬等の額には、役員賞与の当期算入額30,590千円（取締役（監査等委員を除く）4名分）が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）木藤繁夫氏は、森ビル株式会社及び東海旅客鉄道株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）河村 博氏は、旭硝子株式会社の社外監査役及び同志社大学法学部教授を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）井本憲邦氏は、平成28年6月28日に取締役を退任するまで当期に開催した取締役会2回の全てに出席し、また、平成28年6月28日に取締役（監査等委員）に就任以降、当期に開催した取締役会6回、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。同氏は、取締役会および監査等委員会において、議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

社外取締役（監査等委員）木藤繁夫氏は、平成28年6月28日に監査役を退任するまで当期に開催した取締役会2回、監査役会4回の全てに出席し、また、平成28年6月28日に取締役（監査等委員）に就任以降、当期に開催した取締役会6回、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。同氏は、取締役会、監査役会および監査等委員会において議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

社外取締役（監査等委員）河村 博氏は、平成28年6月28日に監査役を退任するまで当期に開催した取締役会2回、監査役会4回の全てに出席し、また、平成28年6月28日に取締役（監査等委員）に就任以降、当期に開催した取締役会6回、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。同氏は、取締役会、監査役会および監査等委員会において議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,750千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,950

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、新日本有限責任監査法人に対して、海外税務当局への証明業務についての対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のアイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード及びアイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会は、前事業年度の会計監査人の監査実績、当事業年度の監査体制・監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が有ると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

##### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人は、この規範に従って行動することとし、それに加えてコンプライアンスを経営の基本方針として定める「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。また、コンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役・使用人を参加させるとともに、内部監査や、通報者保護を徹底した内部通報制度の運用を通じて、未然に法令・定款違反を防止いたします。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を制定し、取締役の職務執行や使用人の業務執行に係る情報を適切に保存・管理するとともに、取締役会や役員会等の経営に関する諸会議の議事録の作成・保存を徹底いたします。取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、「リスク管理規程」を制定し、それを適切に運用するとともに、リスクをトータルかつ適切に認識・評価し、リスクの影響及び発生可能性を勘案して、対応すべきリスクの優先順位を決定し、内部統制システムを適時・適切に見直すことといたします。全社的なリスク管理を統括する部署は、リスク管理委員会とします。また、取締役会において、部、事業部ごとにリスク管理の責任者となる取締役を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、①で定める「企業行動規範」及び「コンプライアンス基本規程」を子会社の取締役・使用人にも適用し、子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、③で定める「リスク管理規程」において、子会社の損失の危険をその対象に含めて管理いたします。

子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社が子会社取締役から業務内容の定期的な報告を受け、必要に応じて経営指導を行い、重要案件については事前協議を行うことにより、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保いたします。

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については、「関係会社管理規程」を定め、取締役会への報告体制を確立することといたします。

その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については、当社及び子会社それぞれに、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を負う取締役を任命するとともに、当社経営管理部において、グループ横断的にそれらを管理、推進することといたします。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の情報収集活動に資するため、社内出身者で事業に精通した常勤の監査等委員を置くこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととします。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）については、監査等委員会と協議し、取締役会において補助使用人の設置の必要性を検討したうえで、その人数、地位（役職のレベル）、専属とするか兼任とするか、補助すべき期間等の事項を定めて、その職にあてることといたします。

補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）からの独立性の確保については、補助使用人の報酬の変更または人事異動については監査等委員会の同意を要するものといたします。

補助使用人に対する指示の実効性の確保については、補助すべき期間（兼任の場合は、補助業務時間中）は、専任の係員として監査等委員会の指示に従うこととし、他の取締役からの指示は一切受けないことといたします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制については、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実あることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告するものとし、それ以外に法令・定款違反の事実やそのおそれがある場合は、早急にそれを認識した取締役が監査等委員会に報告することとします。

使用人がそれらの情報を得たときには、早急に業務報告経路か、内部通報制度を使って取締役に報告するものとし、それを取締役が監査等委員会に報告するものとします。

また、その他経営に関する重要な事項について、取締役が監査等委員会に随時報告することとします。それに加えて、定期的に内部通報制度の運用状況や通報内容などについて取締役が監査等委員会に報告するとともに、取締役と監査等委員会との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。

- ⑧ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制については、「関係会社管理規程」に基づき当社経営管理部長が子会社からの報告を取りまとめ、取締役会に報告することを通して当社の監査等委員会に報告するものとなります。また、内部通報制度の対象に子会社使用人を加え、子会社使用人は、業務報告経路か内部通報制度を使って当社担当部署に報告できるものとし、それを当社取締役が当社監査等委員会に報告するものとします。

- ⑨ 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、当該報告を理由とした不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を当社及び子会社において周知徹底いたします。また、「内部通報規程」に、通報したことを理由として解雇等の不利な取扱いを行うことを禁ずる旨を明記いたします。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項については、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求等をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを担保するために、監査等委員が経営に関する各種会議に出席し、稟議書等の社内文書や各種会議の議事録の閲覧が自由にできるように配慮いたします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。それに加えて、外部の弁護士との面談、公認会計士との意見交換、内部監査室との連携等を通じて、監査等委員会が的確に情報を把握し監査できるようにいたします。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 年1回全従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、冊子を配布して、「企業行動規範」、「コンプライアンス基本規程」、内部通報制度（ヘルプライン）等の周知徹底を図る他、社内規程を社内イントラネットに掲示し、全従業員が常時閲覧できるようにする等コンプライアンス体制の構築・運用に努めております。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において、コンプライアンス、不正、財務報告、情報システム等に関する様々なリスクの分析、評価を行い、その結果を取締役に報告しており、取締役会は適切にリスクのモニタリングを実施しております。
- ③ 中期経営計画及び年度計画を策定し、明確な事業方針のもと、効率的な事業運営を行っております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を適切に構築・運用しております。
- ⑤ 監査等委員会は、補助使用人、経営管理部、内部監査室及び会計監査人との連携により監査情報の収集を適切に行っており、監査の実効性を確保しております。
- ⑥ その他、当社の内部統制システムは(1)の決定内容に従い、適切に運用されております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,813,956</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,433,879</b>
現金及び預金	1,378,029	支払手形	734,199
受取手形	122,938	買掛金	510,487
売掛金	3,012,333	短期借入金	1,300,000
商品及び製品	419	未払金	150,455
原材料及び貯蔵品	1,735	未払法人税等	81,187
仕掛品	1,184,815	前受金	433,181
繰延税金資産	51,579	賞与引当金	80,807
その他の流動資産	62,960	製品保証引当金	75,884
貸倒引当金	△855	工事損失引当金	10,253
		その他の流動負債	57,422
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,239,459</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,717,698</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,870,854</b>	役員退職慰労引当金	250,510
建物	6,584,303	退職給付に係る負債	434,296
構築物	113,751	繰延税金負債	843,698
機械装置	100,330	預り保証金	3,189,193
土地	2,017,038	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,151,577</b>
建設仮勘定	36,720	純 資 産 の 部	
その他の有形固定資産	18,710	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,554,333</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>23,689</b>	資本金	1,892,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,344,916</b>	資本剰余金	1,390,995
投資有価証券	1,410,821	利益剰余金	5,434,032
長期前払費用	9,412	自己株式	△162,694
その他の投資	931,442	その他の包括利益累計額	347,504
貸倒引当金	△6,760	その他有価証券評価差額金	425,972
		為替換算調整勘定	△78,468
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,053,415</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,901,838</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,053,415</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位 千円)

売 上 高		6,996,892
売 上 原 価		5,477,043
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,519,848</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,177,854
<b>営 業 利 益</b>		<b>341,993</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,356	
雑 収 益	18,298	61,655
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,337	
雑 損 失	73,063	103,401
<b>経 常 利 益</b>		<b>300,248</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,692	42,692
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6,703	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	721	7,425
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>335,514</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,508	
法 人 税 等 調 整 額	709	136,217
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>199,297</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>199,297</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	5,419,064	△162,209	8,539,850
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△184,328		△184,328
親会社株主に帰属する当期純利益			199,297		199,297
自 己 株 式 の 取 得				△485	△485
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	14,968	△485	14,482
当 期 末 残 高	1,892,000	1,390,995	5,434,032	△162,694	8,554,333

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	298,170	△39,382	258,788	8,798,639
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△184,328
親会社株主に帰属する当期純利益				199,297
自 己 株 式 の 取 得				△485
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	127,802	△39,085	88,716	88,716
当 期 変 動 額 合 計	127,802	△39,085	88,716	103,199
当 期 末 残 高	425,972	△78,468	347,504	8,901,838

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 石井 鐵 工 所  
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 (印)  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 (印)  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,646,590</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,325,643</b>
現金及び預金	1,233,859	支払手形	734,199
受取手形	122,938	買掛金	374,505
売掛金	3,410,459	短期借入金	1,300,000
商品及び製品	419	未払金	150,235
原材料及び貯蔵品	1,735	未払法人税等	81,187
仕掛品	1,184,631	前受金	433,181
繰延税金資産	62,966	賞与引当金	80,807
その他の流動資産	45,436	製品保証引当金	112,002
貸倒引当金	△415,855	工事損失引当金	10,253
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,780,310</b>	その他の流動負債	49,271
<b>有形固定資産</b>	<b>9,410,435</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,717,698</b>
建物	6,569,345	役員退職慰労引当金	250,510
構築物	113,751	退職給付引当金	434,296
機械装置	100,330	繰延税金負債	843,698
土地	2,571,611	預り保証金	3,189,193
建設仮勘定	36,720	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,043,342</b>
その他の有形固定資産	18,676	純 資 産 の 部	
<b>無形固定資産</b>	<b>23,689</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,957,585</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,346,185</b>	資本金	1,892,000
投資有価証券	1,402,090	資本剰余金	1,390,995
関係会社株式	10,000	資本準備金	1,390,995
長期前払費用	9,412	利益剰余金	5,837,284
事業保険積立金	816,384	利益準備金	473,000
その他の投資	145,494	その他利益剰余金	5,364,284
貸倒引当金	△37,195	特別償却準備金	47,616
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,426,900</b>	固定資産圧縮積立金	1,779,855
		別途積立金	207,500
		繰越利益剰余金	3,329,313
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△162,694</b>
		評価・換算差額等	425,972
		その他有価証券評価差額金	425,972
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,383,558</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,426,900</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位 千円)

売 上 高		6,581,975
売 上 原 価		5,004,259
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,577,716</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,193,615
<b>営 業 利 益</b>		<b>384,101</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,213	
雑 収 益	17,821	60,035
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,337	
雑 損 失	148,001	178,339
<b>経 常 利 益</b>		<b>265,796</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,692	42,692
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6,703	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	721	7,425
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>301,063</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,481	
法 人 税 等 調 整 額	△2,854	132,626
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>168,436</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本 等							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金				利益剰余金計
				資本準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別積立金	
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	473,000	58,925	1,819,053	207,500	3,294,698	5,853,176
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩				△11,309			11,309	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△39,198		39,198	—
剰 余 金 の 配 当							△184,328	△184,328
当 期 純 利 益							168,436	168,436
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△11,309	△39,198	—	34,614	△15,892
当 期 末 残 高	1,892,000	1,390,995	473,000	47,616	1,779,855	207,500	3,329,313	5,837,284

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△162,209	8,973,963	298,170	9,272,134
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△184,328		△184,328
当 期 純 利 益		168,436		168,436
自己株式の取得	△485	△485		△485
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			127,802	127,802
当 期 変 動 額 合 計	△485	△16,378	127,802	111,424
当 期 末 残 高	△162,694	8,957,585	425,972	9,383,558

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 石井 鐵 工 所  
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 (印)  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 (印)  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

株式会社 石井鐵工所 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 正 則 (印)

監査等委員 井 本 憲 邦 (印)

監査等委員 木 藤 繁 夫 (印)

監査等委員 河 村 博 (印)

(注) 監査等委員 井本憲邦、木藤繁夫及び河村 博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様に対する安定的な利益還元と将来の成長に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案し決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円                      総額184,313,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いし い ひろ じ 石 井 宏 治 (昭和12年3月11日生)	昭和44年12月 当社取締役 昭和48年6月 当社常務取締役 昭和52年3月 当社専務取締役 昭和53年12月 当社取締役副社長 昭和54年1月 当社取締役社長（現職） (重要な兼職の状況) アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド取締役社長	108,018株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石井宏治氏は、当社において昭和54年に取締役社長に就任して以来、経営を指揮し改革を推進することで利益体質の改善を行い、業績の向上に多大な貢献をしてまいりました。これまでの長年の経営者としての経験、見識から当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することが期待されることから適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	ふじ もと ゆたか 藤 本 豊 (昭和30年5月9日生)	昭和53年4月 株式会社住友銀行（現社名株式会社三井住友銀行）入行 平成18年4月 同行金融商品営業部長 平成19年5月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役 当社常務執行役員経営管理部長兼不動産・ガス事業部長 平成20年7月 当社常務取締役経営管理部長兼不動産・ガス事業部長 平成24年4月 当社常務取締役経営管理部長兼不動産事業部長 平成24年7月 当社専務取締役経営管理部長兼不動産事業部長（現職）	3,900株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>藤本 豊氏は、株式会社三井住友銀行において多様な部門で豊富な経験をした後、平成19年に当社取締役就任し、経営管理部門ならびに不動産事業の担当役員として、中期経営計画に基づく経営戦略の推進ならびに不動産事業の拡大に手腕を発揮してまいりました。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おお やま のぶ かず 大 山 信 一 (昭和22年1月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年4月 当社技術部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 当社国内事業部副部長 平成16年4月 当社鉄構事業部副事業部長 平成18年7月 当社執行役員鉄構事業部長 平成21年4月 当社執行役員鉄構事業統括本部長 平成24年7月 当社常務取締役鉄構事業統括本部長 平成27年4月 当社常務取締役鉄構事業統括本部担当 (現職)	9,800株
取締役候補者とした理由 大山信一氏は、当社に入社以来一貫して鉄構事業に従事し、特に技術部門において大いに実力を発揮いたしました。平成14年に当社取締役に就任して以来、鉄構事業の担当役員としてリーダーシップを発揮し、事業の拡大に多大な貢献をしてまいりました。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	いし い ひろ あき 石 井 宏 明 (昭和44年2月20日生)	平成8年4月 清水建設株式会社入社 平成18年5月 当社顧問 平成18年6月 当社取締役 当社執行役員鉄構事業部副事業部長 平成21年4月 当社執行役員鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 平成24年7月 当社常務取締役鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 平成27年4月 当社常務取締役鉄構事業統括本部長 (現職)	8,136株
取締役候補者とした理由 石井宏明氏は、平成18年に当社取締役に就任以来、鉄構事業の国内外の営業部門の担当役員として、事業の拡大に多大な貢献をしてまいりました。平成27年以降は鉄構事業統括本部長として強力なリーダーシップのもと鉄構事業を牽引しております。その豊富な経験と実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、平成29年2月9日開催の取締役会において、監査等委員である取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、監査等委員である取締役4名に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内でそれぞれ本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたく存じます。

なお、支給の時期につきましては、各監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
すずきまさのり 鈴 木 正 則	平成19年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 現在に至る
いもと のり くに 井 本 憲 邦	平成27年6月 当社社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
きふじしげ お 木 藤 繁 夫	平成15年12月 当社仮監査役 平成16年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
かわむら ひろし 河 村 博	平成27年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

以 上

# 会場ご案内



都営地下鉄大江戸線・勝どき駅下車A1出口より徒歩1分

会場 東京都中央区勝どき一丁目5番1号  
中央区立勝どき区民館1階